

平成 25 年 12 月 3 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇〇〇 先生

公益社団法人 私立大学情報教育協会
会 長 向 殿 政 男

e ラーニング推進に向けた著作権法改正の要望について (お願い)

平素は、本協会の事業にご理解たまわり感謝申し上げます。

さて、大学教育の質的転換に向け、授業の事前準備、事後展開の学修及び双方向型授業などによる能動的学修の徹底が急がれております。

I C Tを活用した e ラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できることから、大学教育に不可欠な教育システムとして大半の大学で導入されています。しかし、公表されている電子著作物をサーバに教材を置き、授業の事前準備や事後の展開、双方向型授業などで利用する場合には、利用の都度、著作権者に許諾を得ることとなっており、著作権法上利用の制約があります。

このことは、単位の実質化に不可欠な e ラーニングの推進、他者の電子著作物を利用した教育の質向上を図る上で大きな支障となっております。

そこで、本協会では文化庁への要望に際して事前に別紙の通り「e ラーニング推進に向けた著作権法改正の要望」をとりまとめましたので、貴法人におかれましてもご理解、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。なお、文化庁への要望は、本年 1 2 月中・下旬を予定しておりますことを申し添えます。

eラーニング推進に向けた著作権法改正の要望

公益社団法人 私立大学情報教育協会
会長 向 殿 政 男

大学教育の質的転換を図るため、国は「第2期教育振興基本計画」において授業の事前準備、事後の展開も含め能動的学修の取り組みを促進するとしています。とりわけ「大学教育では情報通信技術を活用した双方向型授業・自修支援の整備」などの支援が掲げられるとともに、「生涯学習では情報通信技術を活用した学習の質の保証・向上」に向けて国・社会が一体となって取り組むとしており、情報通信技術を用いた学修としてeラーニングが不可欠となっています。

ところで、eラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できる点で優れた教育システムとなっています。現行の著作権法第35条第2項（後掲参照）では電子著作物をネットワークで授業に利用する場合、「同時利用」であれば著作権者に許諾を得ずに利用できますが、双方向型授業や授業外での「異時利用」はその都度著作権者に許諾を得なければ利用できない状態となっており、教育の質向上を図る上でeラーニングの使用に大きな支障となっています。

そこで、本協会ではeラーニングにおいて他者の電子著作物利用に際して許諾を得ずに利用できるようにするため、著作権法の一部改正について大学に意見を伺った結果、別紙の通り大半の大学から賛同を得られましたので、下記の内容で文化庁に要望することにいたしました。

つきましては、関係団体におかれましてもご理解たまわり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 要望の内容

eラーニングで学生や授業担当者が他者の電子著作物について許諾を得ずに利用できるようにするため、著作権者の利益を不当に害しないよう大学として守るべき利用条件を設け、法改正を要望いたします。利用条件は次の通りです。

2. 著作権者の利益を保護するために大学として守るべき利用条件

平成18年に著作権法改正の要望を他団体が行った際、文化審議会著作権分科会では、「履修者の数が大きくなれば実質的に著作権者の利益を不当に害するのではないか」、「仮に法改正を検討するにしても客観的な指標として著作権保護に対する何らかの利用制限の明確化を図る工夫が必要」などの意見がありましたので、具体的かつ客観的な指標をとりまとめました。

- ① 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業を目的とした利用に限定する。
- ② eラーニングで著作物を利用できる対象者は、授業を受ける者及び担当者に限定する。また、利用者を限定するためにID、パスワードを設定する。
- ③ 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物（例えば、市販されている資格試験用問題集）は除外する。
- ④ eラーニングで配信する著作物には、例えば、動画はストリーミング方式で配信し、静止画・文章はPDF化するなど、複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。
- ⑤ eラーニング利用に伴う著作権保護に関する遵守事項を作成し、セミナーやWeb等で授業を行う者と授業を受ける者への指導・教育を徹底する。